

山本博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和九年一月一日發行

經濟論叢

第三十八卷第一號

(通卷第二百二十三號。禁轉載)

奉
呈

山
本
美
越
乃
先
生

執
筆
者
一
同

目次

尙書の虞夏書に見はれたる經濟思想	法學博士 田島 錦治 一
酒の專賣に就きて	法學博士 神戸 正雄 二四
マールクスの認識論原理	文學博士 米田庄太郎 四四
植民の世界史的意義	文學博士 高田 保馬 五五
農業生産に於ける水平的分化と垂直的分化	經濟學士 八木芳之助 六五
我國工業に於ける小企業の残存に関する一研究	經濟學士 大塚 一朗 一〇七
資本蓄積率の差異と固定資本	經濟學士 柴 田 敬 一三六
中央銀行兌換準備檢討	經濟學士 松岡 孝兒 一六〇
貨幣需要と貨幣の流通速度	經濟學士 中 谷 實 一七六
植民地時代米國の土地保有制度	經濟學士 堀江 保藏 一九九
米國の對玖馬投資とその影響	經濟學士 長田 三郎 二二七

免稅點以下の小額所得者	經濟學博士	沙見三郎	二四四
經營學の基礎概念たる資本、企業及經營	經濟學博士	小島昌太郎	二六〇
世界科學に就て	經濟學博士	作田莊一	二七六
漁村更生策に於ける問題	經濟學士	蜷川虎三	二九五
人口粗密の原因觀	法學博士	財部靜治	三三五
徳川時代における植民的思想	經濟學博士	本庄榮治郎	三三九
ヘーゲル市民社會論と經濟學	經濟學博士	石川興二	三四九
恐慌と蓄積と植民	經濟學博士	谷口吉彦	三五九
北海道練漁業に現存の漁場賃貸借關係	經濟學士	岡本清造	三五四
我國に於ける植民政策學の發達	經濟學士	金持一郎	四二七
クレルウキアに就いて	農學士	若木禮	四四〇
山本美越乃博士年譜及著書論文目錄	經濟學士	高木眞助	四七七

クレルウキアに就いて

若 木 禮

序言 植民 (Colony) の語源はラテン語の Colonia に發し、更にそれは希臘語の *Kατοικία* に溯つて考察せらる可きものである。との山本博士の著書 (改訂植民政策研究第二章第一節) にヒントを得、主として其の語義より出發してクレルウキアの歴史的研究を試み *Apollia* は言はゞ近世の移民たるに過ぎざるにより之が研究は他日に譲り、茲には單に史的發展の先驅として必要と信ずる若干の説明をなすに止める。

一 アポイキア (*ἀποικία*)

概念 古代希臘の移植民史は長期に亙る中間休止期によつて明かに二期に區劃せられる。即ち第一期は紀元前一五〇〇乃至一〇〇〇年、第二期は紀元前八〇〇乃至五五〇年である。而して第二期は、第一期の形態なき移住なるに反し、都市國家の新設活動とも稱す可く、大體に於て商業植民の性質を有してゐた。併し *Naucratis* に於いて見るが如く突然に新都市 (*apollia*) が建設せられたものでなくて既存の大市場 (*Emporion*) の上に設けられたものゝ如くに考へられる。然るに此の兩次の移住的の活動は、移出國と何等政治的の連鎖を有しない獨立的政治體を創設するもので、此の種の活動を現代の植民及移民の區別と略ぼ同一標準によつて *apoiikeo*⁴⁾ と稱し、後述の

1) Glosz, Ancient Greece at work, 1926: p. 99. 但し當初の移住の動因は氏を離れた市民の、土地に對する欲求であつた。
 2) Herdotus II 179 (Leob classical library, 1915)
 3) See, Phillison, The international law and custom of ancient greece and Rome. 1911, Vol. II. p. 113.
 4) ἀποικία = απ (away) + οικία (home) にして、家郷を離るの意より來たる。移住

政治的の從屬關係を要素となす *Klerouches* と區別せられる。但し「移民」を土地に就いて觀る時は、定着地が何れも本國に對して外國なる點に於てアポイケヲに等しきも、人に就て觀る時は「移民」は本國の國籍ありて定着地の國籍なく、此れに反しアポイケヲは本國の國籍を離脱して定着地の國籍を取得して居る。従つて單に統治權の可及地域を基準として植民、移民の別を立てる時にはアポイケヲと「移民」とを全然同類に置くのは妥當ではないと考へられる。

其の成立 元來希臘人にとつては移殖民は甚だ神聖な事業と考へられ之が實行は一定の様式を以て行はれた。即ち出發前先ずデルフィのアポロの神託を受け、母市より團體許可證 (*te apoikia*) を得、指導者 (*oikist*) の引率の下に母市の聖爐より聖火を携へて一團となつて赴く。此の際母市民以外の友誼ある近隣人若干名が參加を許され又母市は之に對して金銭的の援助をなした。私はヘロドトス (VII 34-37) によりアポイケヲの著名なる實例を示し併せて其の中にクレルウケヲに移る可き幾多の暗示を認めるものである。即ち「當時の僭主ピシストラトスの政事を厭ひ、有力なる貴族ミルテアデスは同志と共にアテネを去り、デルフィの允許の下にトラキアのケルソネソスに¹¹⁾アポイケアを建てた。此の際豫ねて彼地の領有を希望して居つたピシストラトスは己の僭主政治に危険である是等の有力人物の排斥を悦び、此の計畫に同意した」と。即ち彼の同意にアテネの糧道問題を視ひ得可く且つ此の根據が既にアポイケヲに國權擴張の一面ありとの先行觀念に立てる事及び私企業たるアポイケヲが主權者の保證の下に行はれた點に *Staatkolonisation* (*Klerouches*)

地は *apoikia*, 移住者は *apoikos*, 移住する事は *apoikeo* と云ふ。(Liddel and Scott, Greek-English Lexicon; Menge, Griechisch Deutsches Schulwörterbuch) Hdt. V 42; Phillipson, *ibid.* p. 118.

5) Phillipson, *ibid.* 118; Botsford, *Hellenic history*, 1922. p. 66: 其内容は、共同團體たる許可、*Oikist* の任命、土地及必需品の配分、母子兩市間の關係の統制であつた。

の萌芽を観る事が出来る。

獨立せる理由 從來の通説の如く希臘の地形及び希臘人の自由、獨立心等によつてのみ説明し得ない。¹²⁾ シーレーは曰く「國家觀の異なるにつれて移住の結果に對する觀念も必然異ならざるを得ない。國家即都市とせば都市外に出る事は國外に出る結果となる。故に希臘人の植民地に對する見解は彼等にとりては無理からぬ次第である。蓋し新都市を建設せんと企てたる希臘人は唯都市建設の事業を行つたのみで其の結果は必然新國家を作る事となつた」と。更にアポイケヲの主となる一動因は當時の母市に於ける政治に對する不滿¹³⁾に存したが爲、若し母市の統治圈内に新移住地^{キア}も含まれるとせば、移住者^{アポイコイ}の企圖するが如き政治上の満足は之を得可からざる事となるを以てアポイキアは必然母市より獨立せざるを得なかつたのである。但しクレルウケヲもアポイケヲと同様なる國家觀念に立つも後者の私的植民 Privatkolonisation なるに反し前者は國家的植民 Staatkolonisation なるが故に統治權よりの離脱を許さざりしものがあつたと考へられる。

對母市關係 此の如くアポイキアは母市と獨立せるも相互の關係は他市以上に親密なるものがあつた。又母市は能ふ可くんばアポイキアを自己の政治的支配の下に置かんと欲した。併し吾人の注意す可きは其の政治的關係に非して寧ろ社會的關係及び之より生じたる結果である。即ち母市の聖火及主神の携帶、母子兩市の大祭に當り特使及献上物の交換¹⁵⁾、指導者^{オイキスト}の派遣等の如く單に母子兩市間の關係を示すものと同時にアポイキアが更に自己のアポイキアを建てんとする場合¹⁶⁾には

7) 後註

8) クーランジュ(鈴木譯)、希臘羅馬史論第十六章、及び、Hdt. I. 146

9) Thukydides (Leob c. l. & Langenscheidtsche Bibliothek) I 24.

10) G. Gilbert, Handbuch der griechischen Staatsalterthümer 1885, BII S. 400. Oehler, "Apoikia," (Pauly's R. E. I 1893)

11) Bury. (A History of Greece. 1902. I 208) は、此移住地は後年母市にとつて

慣習に従ひ母市より指導者^{オイキスト}を迎へざるを得なかつた事等の如きは之である。

要するに以上述べたるが如く母子兩市間の關係は社會的及宗教的に考察す可き親子¹⁷⁾の關係に喩ふ可く¹⁸⁾ Phillipson によれば *paides* (Children), *tekna* (offspring), *engonoi* (descendants), *sungeneis* (kinsmen) 等の語が植民地を意味し又母市を同うするアポイキアイは互に姉妹と稱したが、母子兩市間の政治的統一は之を望み得ず、アポイキアは母市の榮譽の源たるに止まり政治權力の擴張とはならなかつたのである。¹⁹⁾

ニ クレルウキア (*κλήρουκία*)

發生原因 (A) 希臘本國は平地に乏しく穀物の大部の輸入は缺く可らざる状態に在り、又造船材等の本土外に於ける資源の確保と之が運輸上、海上交通の安全は絶對に必要であつた。さればアテネにとつては對外政策實現の根據となる可き軍備の強大は寸時も等閑に附し得なかつたものである。(B) 一方増加する貧民に對する社會政策上の要求と同時に都市國家生活の安定上、彼等の排出を必要とした。²⁾ グロートは云ふ「人口總數は急速には増大しなかつたが貧家の子女の増加は土地の細分を餘儀なくせしめ遂には生活不能にまで至つた。此る者は他の方法にて生活路を見出し難たく殊に奴隸が富裕階級に對し勞働提供者となつたが爲勞働は都市に過剩にして、更に富者相互間の婚姻、相續、遺贈による土地の兼併により、貧民増加の重荷は各都市に痛感されて居た」

は脅威的國家となつた、と述べて居る。

12) Seeley, *The expansion of England*. 1900. p. 41.

13) Droysen, *Geschichte des Hellenismus*. 1878. B. III 2 S. 189. Swoboda, "Kolonien Geschichte," (*Handbuch der Staatswissenschaften*. 1897. 2te. Sup.) S. 532.

14) Botsford, *A History of the ancient world*. 1923. p. 106.

然し單に貧民排除の目的のみならば從來の如きアポイケヲによつても緩和し得可き筈であるが、市民の減少は後述の如く直ちに兵力の減退を意味するが故にアポイケヲは糧道及資源確保の問題と兩立せざるものがあつた。¹⁵⁾ (C) 而して此處に考慮す可きは、アテネがテセウス及びソロンによつて過渡的に又クリステネスにより決定的に從來の民族制社會を脱して、土地財産及住所を基礎とする社會組織に遷つた事である。(一) テセウスの改革は省略す。(二) ソロンは自己所有の土地の收穫高を基準とし全市民を次の四階級に分つた。aペンタコシオメデムノイ(個形物たると液體たるとを問はず五〇〇樽以上を産出し得る階級にして騎士となり又執政官となり得る者) bヒツペウス(同く三〇〇乃至五〇〇樽を産出する階級にして騎士となり中等職に就き得る者) cツエギタイ(同く二〇〇乃至三〇〇樽を産出する階級にして重装歩兵(Hoplite)となり下級職に就き得る者) dテテス(同く二〇〇樽以下又は土地を有せざる階級にして輕裝兵となり官職には就き得ざる者) 此くして全市民を包括する所の四階級は軍隊組織の新たな基礎となり、階級毎に服す可き軍務に判然たる差等が置かれた。従つて兵役が市民權と不可分であつた當時に於ては、兵力の増大は市民數の増加によるか又は兵質の向上に依らざるを得なかつた。故に市民の自然増加を待つ以外には後者が積極的に考慮されて來た。然るに之は市民の所有地の増加に依つてのみ達し得可きが故に、¹⁶⁾ 例へば當時最も重要視せられた重装歩兵の増大を計らんとせば、ツエギタイの増大を計らざる可からざるが故にテテスは此處に最少二〇〇樽を産出する土地を所有する事を必要とす

15) Hicks and Hill, Greek historical inscriptions. 1901. p. 69.

16) Thuk. I 25

17) Busolt, Die Griechischen Staats und Rechtsalterthümer. (Ivan Müller's, Handbuch der Klassischen Alterthümwissenschaft. 1892. B. IV.) S. 87. Oehler. a. a. O. S 2826.

18) Phillipson. ibid.P. 118. 119.

るに至つた。(三) クリステネスはアツチカを區(Phyle)及び町(Deme)に分つた。以後は市民は町の一員として町内に於て投票權を有し又課税され且つ兵役に服した。

以上の如く一部市民の國外排出を要しつゝ同時に軍力の維持向上を必要とした當時に於て、市民即兵士にして其の軍事服務は自己の土地財産によつて區別せられ又市民は町の籍を脱する時は其の法的人格より離るゝ事となるが故に、之を調和せんとして、本來の市民權を離脱せる移出民なるアポイケラの他に市民權を保持せる植民即ちクレルウケラなるものが發生した様に考へる。

語義及概念¹⁾ 語源は $\chi\lambda\eta\rho\omega\chi\epsilon\iota\sigma = \chi\lambda\eta\rho\omega\varsigma$ (lot) + $\epsilon\gamma\omega$ (to have) にして、抽籤によつて分配されし土地 (Kleros) を持つ事を云ひ、配當の單位を kleros (oi)、受配者を klerouchos (oi) と稱した。

(註)私有地 Kleros を有する單純なる市民は Politai にして Klerouchoi とは稱さず。クレルウコイは植民者たる一面を缺き得ず。) Klerouchia (ii) と云ふ場合はアテネ、マケドニヤのアレキサンダー大王及彼に續く諸王によつて企てられた完全なる市民權を保有せる市民の移住によつて成立した植民地を謂ひ、主に歸屬地の確保、貧民給與等の目的によつてなされ、其の性質の相似たる所からブルタークが colonia civium Romanorum に喩へて以來、廣く羅馬人の植民地なる語と同一視せらるゝに至つた。又逆にポリビウス(II 21, III 40)は羅馬の植民者をクレルウコイと稱した。要するにクレルウケラはアポイケラとは全く別箇の本質を有し、後者が母市の統治權より離脱する外的發展なるに反し前者は絶對に母市の主權の下に包括さるゝ事を條件とする植民活動である。

- 19) Apoikia の地名、設立年代 Oikist. 及、文献は、Oehler (a. a. O. S. 2827—35) を見られたし。
1) Beloch, Bevölkerung der griechisch-römischen Welt. 1886 S. 30. Boeckh, Die Staatshaushaltung der Athener. 1836. B. I. 99, 107. Grote, History of Greece. 1869. Vol. 27. Hasebroek, Staat und Handel in alten Griechischenland. 1928. S. 116. Schulthes, "Kleruchia" (Pauly's R. E. XI 1921). S. 815.

るのである。

期間 私はピシストラトスがアテネの食糧問題の見地より、ミルテアデスのトラキアのケルソネソスに於けるアポイケヲに賛成せる點に既にクレルウケヲの萌芽を認めるものであるが併し其の嚴密なる發生の時期に就ては次の二説がある。一⁹⁾ 紀元前五七〇乃至五六〇年代にサラミスに最初のクレルウキアがあつたとする説 二¹⁰⁾ 紀元前五〇八年にオイボエアに始めて起つたとする説 今前者の根據となつて居るプルターク (Solon VIII, IX) を見るにサラミスに就いて、土地配分の事に關しては何等の記載なく單に領有の事實を示すのみである。之に反し¹¹⁾ ハウ及ウエルス兩氏は、ヘロドトスにはオイボエアに植民したと云ふ記載ある第五卷七七節に始めてクレルウコスなる語が現はれる事に據つて第二説を採つて居る。試みにベツク、グロート、マイエル等の諸家がクレルウキアとして掲げたる地域に就き是等の諸家の典據としたヘロドトス、ツキシデス、プルターク等を見るに、クレルウケヲなる語の適用ある若干の他は、單に占領するとか、所有するとか、或ひは守備兵を置くとかの語が用ひられて居るのみか反對にアポイケヲなる語をさへ屢々發見する。又抽籤によつて土地を分配した事は古は¹⁷⁾ ホーマーにも見へ、スバルタに於ても此る事の行はれたのをプルターク (Agis V. VIII) は傳へて居る。更に適切には¹⁸⁾ スバルタが紀元前八世紀末にメツセニヤを征服した時其の新獲得地を市民に平等に分配した事が知られて居る。従つてハウ及ウエルス兩氏の如く單に言語の問題をのみ根據としてはクレルウキアの發生期を決定し得

Plutarch. Solon. 24. (Leob. c. 1.)

2) Grote. *ibid.* IV 98.

3) モンガン、(高畑譯)古代社會、上卷八章より十章、エンゲルス(西譯)家族、私有財産及國家の起源、第四及五章。參照されたし。

4) アリストテレス(原譯)、アテナイ人の國家、第七章、Plut. Solon 18.

5) Botsford. *Hellenic H.* p. 106.

すして、一般情勢との關連に於て考察されねばならぬ。故に私は同くクリステネスによつて企てられたる紀元前五〇九年の改革と紀元前五〇八年のオイボエアに於けるクレルウケヲとに不可分の關係を認めて第二説をとらんとするものである。次にグロートの云ふ如くアテネは此の成功に鑑み自己の社會的重荷を感ずる毎にクレルウケヲを試み特にペリクレスは是を以て帝國の主要なる支柱となし遂には同盟各市を下して植民地クレルウキアとしたる事は後表によつて明である。元來テロス同盟は波斯の侵入に對抗す可くアテネを首領として組織されたものであるが、アテネは其の軍事方面を殆ど獨占し献金(Phoen)を管理し、波斯の壓迫去つて後も尙ほ此れ等の實益を享有せん事に務めたる爲、解體せらる可き運命に迫つた。此處に於てアテネは同盟各市に對して分離を許すか或又益々強固なる統一策をとる可きか何れかを選まねばならぬ事となつた。而して後者をとつたアテネは各市をして屬領の地位に下し植民者クレルウキイを置き自己の政體たる民主制を彼等に強要し遂には同盟の金庫を自市に移して帝國を形成するに至つた。然るにアテネ人の大部分が軍務を厭はず又大なる自己の負擔を要しなかつた間は膨脹政策を行つたが、蓄積した同盟の財寶が盡き植民クレルウケラに關する費用も私財の負擔となるに及び其の設定は衰退するに至つた。此る傾向に加へてペロポネスス戦争の敗戦條約(404 B. C.)はアテネをしてサラミス以外の一切の外地領土を放棄せしめたるが爲、植民クレルウケラは一時停止せらるゝ事となつた。然るにアテネの再興はレムノス、インブロス、スキロスの三島をして再び植民地クレルウキアたらしめたが其後アテネを盟主とする第二回海上同盟條約(377 B.

- 6) Glotz. *ibid.* p. 169: 480 B. C. には市民三萬中、Thetes は二萬で、431 B. C. には、市民四萬中、二萬なりき。是は五十年間に Hippeus 及、Zengitae が倍加せるも Thetes の數は不動なるを示し、従つて Thetes の上級階級への昇進の甚大なるものあるを現はす、國家は此傾向を助成して、200 drachmas の收入ある土地を Klerouchoi に與へて Hoplits となした。
- 7) Kleroucheō に對する諸家の説を掲ぐれば次の如し、 Ackerlosverteilungen

(C) に於て植民地クレルウキアの設定は禁じられたるが故に、法規上に於ては其の最終期を紀元前三七七年とせねばならぬ。この都市國家(Polis)アテネの植民クレルウケラの衰退に當たり、世界主義者(cosmopolitan)アレキサンダー及彼に續く諸王の植民的活動30)は希臘及マケドニヤの退役兵を中心とする植民地クレルウキアの建設によつて始めて、守備兵による帝國の保全、治安維持による産業の促進、ヘレニズムと東方文化との融和の大目的に對して31)一步を進める事となつた。然るに其後羅馬の宇内統一の事業は植民地クレルウキアは固より其の母市(Metropolis)さへも全く之を併呑するに至つた。よつて略ぼ植民地を意味するクレルウキアなる希臘語は紀元前五〇八年頃アテネに於て發生し併して此の植民的活動は約一世紀半の間其の覇權中主としてエーゲ海及トラキア方面に行はれ次で起りしマケドニヤのアレキサンダー及其後の諸王の植民クレルウケラは第二期を劃するものと云ふを得可く、然かも其活動は羅馬の覇權によつて終を告げ、其後の植民的活動は希臘語の死と共に殆ど同一の内容を有するコロニアなるラテン語によつて代位せられたものと解する事が正しい様に思はれる。

其成立状態 一 植民者クレルウコス 各自の自由意志によつて植民者たらん事を願出でたる市民は、國家より武器及旅費を支給せられ指導者の引率の下に其の任地たる植民地クレルウキアに赴き土地法委員(Geo-no-
34) 32) 35)
36) 37) 38)
39) 40)
41) 42)
43) 44)
45) 46)
47) 48)
49) 50)
51) 52)
53) 54)
55) 56)
57) 58)
59) 60)
61) 62)
63) 64)
65) 66)
67) 68)
69) 70)
71) 72)
73) 74)
75) 76)
77) 78)
79) 80)
81) 82)
83) 84)
85) 86)
87) 88)
89) 90)
91) 92)
93) 94)
95) 96)
97) 98)
99) 100)
101) 102)
103) 104)
105) 106)
107) 108)
109) 110)
111) 112)
113) 114)
115) 116)
117) 118)
119) 120)
121) 122)
123) 124)
125) 126)
127) 128)
129) 130)
131) 132)
133) 134)
135) 136)
137) 138)
139) 140)
141) 142)
143) 144)
145) 146)
147) 148)
149) 150)
151) 152)
153) 154)
155) 156)
157) 158)
159) 160)
161) 162)
163) 164)
165) 166)
167) 168)
169) 170)
171) 172)
173) 174)
175) 176)
177) 178)
179) 180)
181) 182)
183) 184)
185) 186)
187) 188)
189) 190)
191) 192)
193) 194)
195) 196)
197) 198)
199) 200)
201) 202)
203) 204)
205) 206)
207) 208)
209) 210)
211) 212)
213) 214)
215) 216)
217) 218)
219) 220)
221) 222)
223) 224)
225) 226)
227) 228)
229) 230)
231) 232)
233) 234)
235) 236)
237) 238)
239) 240)
241) 242)
243) 244)
245) 246)
247) 248)
249) 250)
251) 252)
253) 254)
255) 256)
257) 258)
259) 260)
261) 262)
263) 264)
265) 266)
267) 268)
269) 270)
271) 272)
273) 274)
275) 276)
277) 278)
279) 280)
281) 282)
283) 284)
285) 286)
287) 288)
289) 290)
291) 292)
293) 294)
295) 296)
297) 298)
299) 300)
301) 302)
303) 304)
305) 306)
307) 308)
309) 310)
311) 312)
313) 314)
315) 316)
317) 318)
319) 320)
321) 322)
323) 324)
325) 326)
327) 328)
329) 330)
331) 332)
333) 334)
335) 336)
337) 338)
339) 340)
341) 342)
343) 344)
345) 346)
347) 348)
349) 350)
351) 352)
353) 354)
355) 356)
357) 358)
359) 360)
361) 362)
363) 364)
365) 366)
367) 368)
369) 370)
371) 372)
373) 374)
375) 376)
377) 378)
379) 380)
381) 382)
383) 384)
385) 386)
387) 388)
389) 390)
391) 392)
393) 394)
395) 396)
397) 398)
399) 400)
401) 402)
403) 404)
405) 406)
407) 408)
409) 410)
411) 412)
413) 414)
415) 416)
417) 418)
419) 420)
421) 422)
423) 424)
425) 426)
427) 428)
429) 430)
431) 432)
433) 434)
435) 436)
437) 438)
439) 440)
441) 442)
443) 444)
445) 446)
447) 448)
449) 450)
451) 452)
453) 454)
455) 456)
457) 458)
459) 460)
461) 462)
463) 464)
465) 466)
467) 468)
469) 470)
471) 472)
473) 474)
475) 476)
477) 478)
479) 480)
481) 482)
483) 484)
485) 486)
487) 488)
489) 490)
491) 492)
493) 494)
495) 496)
497) 498)
499) 500)
501) 502)
503) 504)
505) 506)
507) 508)
509) 510)
511) 512)
513) 514)
515) 516)
517) 518)
519) 520)
521) 522)
523) 524)
525) 526)
527) 528)
529) 530)
531) 532)
533) 534)
535) 536)
537) 538)
539) 540)
541) 542)
543) 544)
545) 546)
547) 548)
549) 550)
551) 552)
553) 554)
555) 556)
557) 558)
559) 560)
561) 562)
563) 564)
565) 566)
567) 568)
569) 570)
571) 572)
573) 574)
575) 576)
577) 578)
579) 580)
581) 582)
583) 584)
585) 586)
587) 588)
589) 590)
591) 592)
593) 594)
595) 596)
597) 598)
599) 600)
601) 602)
603) 604)
605) 606)
607) 608)
609) 610)
611) 612)
613) 614)
615) 616)
617) 618)
619) 620)
621) 622)
623) 624)
625) 626)
627) 628)
629) 630)
631) 632)
633) 634)
635) 636)
637) 638)
639) 640)
641) 642)
643) 644)
645) 646)
647) 648)
649) 650)
651) 652)
653) 654)
655) 656)
657) 658)
659) 660)
661) 662)
663) 664)
665) 666)
667) 668)
669) 670)
671) 672)
673) 674)
675) 676)
677) 678)
679) 680)
681) 682)
683) 684)
685) 686)
687) 688)
689) 690)
691) 692)
693) 694)
695) 696)
697) 698)
699) 700)
701) 702)
703) 704)
705) 706)
707) 708)
709) 710)
711) 712)
713) 714)
715) 716)
717) 718)
719) 720)
721) 722)
723) 724)
725) 726)
727) 728)
729) 730)
731) 732)
733) 734)
735) 736)
737) 738)
739) 740)
741) 742)
743) 744)
745) 746)
747) 748)
749) 750)
751) 752)
753) 754)
755) 756)
757) 758)
759) 760)
761) 762)
763) 764)
765) 766)
767) 768)
769) 770)
771) 772)
773) 774)
775) 776)
777) 778)
779) 780)
781) 782)
783) 784)
785) 786)
787) 788)
789) 790)
791) 792)
793) 794)
795) 796)
797) 798)
799) 800)
801) 802)
803) 804)
805) 806)
807) 808)
809) 810)
811) 812)
813) 814)
815) 816)
817) 818)
819) 820)
821) 822)
823) 824)
825) 826)
827) 828)
829) 830)
831) 832)
833) 834)
835) 836)
837) 838)
839) 840)
841) 842)
843) 844)
845) 846)
847) 848)
849) 850)
851) 852)
853) 854)
855) 856)
857) 858)
859) 860)
861) 862)
863) 864)
865) 866)
867) 868)
869) 870)
871) 872)
873) 874)
875) 876)
877) 878)
879) 880)
881) 882)
883) 884)
885) 886)
887) 888)
889) 890)
891) 892)
893) 894)
895) 896)
897) 898)
899) 900)
901) 902)
903) 904)
905) 906)
907) 908)
909) 910)
911) 912)
913) 914)
915) 916)
917) 918)
919) 920)
921) 922)
923) 924)
925) 926)
927) 928)
929) 930)
931) 932)
933) 934)
935) 936)
937) 938)
939) 940)
941) 942)
943) 944)
945) 946)
947) 948)
949) 950)
951) 952)
953) 954)
955) 956)
957) 958)
959) 960)
961) 962)
963) 964)
965) 966)
967) 968)
969) 970)
971) 972)
973) 974)
975) 976)
977) 978)
979) 980)
981) 982)
983) 984)
985) 986)
987) 988)
989) 990)
991) 992)
993) 994)
995) 996)
997) 998)
999) 1000)
1001) 1002)
1003) 1004)
1005) 1006)
1007) 1008)
1009) 1010)
1011) 1012)
1013) 1014)
1015) 1016)
1017) 1018)
1019) 1020)
1021) 1022)
1023) 1024)
1025) 1026)
1027) 1028)
1029) 1030)
1031) 1032)
1033) 1034)
1035) 1036)
1037) 1038)
1039) 1040)
1041) 1042)
1043) 1044)
1045) 1046)
1047) 1048)
1049) 1050)
1051) 1052)
1053) 1054)
1055) 1056)
1057) 1058)
1059) 1060)
1061) 1062)
1063) 1064)
1065) 1066)
1067) 1068)
1069) 1070)
1071) 1072)
1073) 1074)
1075) 1076)
1077) 1078)
1079) 1080)
1081) 1082)
1083) 1084)
1085) 1086)
1087) 1088)
1089) 1090)
1091) 1092)
1093) 1094)
1095) 1096)
1097) 1098)
1099) 1100)
1101) 1102)
1103) 1104)
1105) 1106)
1107) 1108)
1109) 1110)
1111) 1112)
1113) 1114)
1115) 1116)
1117) 1118)
1119) 1120)
1121) 1122)
1123) 1124)
1125) 1126)
1127) 1128)
1129) 1130)
1131) 1132)
1133) 1134)
1135) 1136)
1137) 1138)
1139) 1140)
1141) 1142)
1143) 1144)
1145) 1146)
1147) 1148)
1149) 1150)
1151) 1152)
1153) 1154)
1155) 1156)
1157) 1158)
1159) 1160)
1161) 1162)
1163) 1164)
1165) 1166)
1167) 1168)
1169) 1170)
1171) 1172)
1173) 1174)
1175) 1176)
1177) 1178)
1179) 1180)
1181) 1182)
1183) 1184)
1185) 1186)
1187) 1188)
1189) 1190)
1191) 1192)
1193) 1194)

民地ルウキア デルフイの允許の下に植民クレルウケラ する様式はアポイケヲに似たるも植民クレルウケラ の権利はアポイケヲ
 と異なつて「從來より征服權の一種と看做され被征服者の所有地を沒收して之を分配したもので
 あつて希臘人ヘレネスが自國人ヘレネスに對して此の權利を行使した事は稀であつたが、恰も奴隸たらんが爲に産
 れたるが如き蠻人等は其征服權に服従せざるを得なかつた」とベツク (1500) が述べて居るが、
 此の時代より植民的活動には避け難き、劣等の文化は高等の文化の爲に驅逐せらるゝ現象が見へ
 て居る。(甲) 例へばキモンによるエイオンの植民地クレルウケラは波斯軍を撃退して後、原住民を奴隸として
 成立したものであり、又スキロスに於ても原住民を奴隸として其の上に植民地クレルウケラが設定せられたも
 のであつた。此かる原住民の全部的追放は、レムノス、イムブロス、ポテダエア、ヒステアエア、
 エイギナ及デロス等に行はれ又スキオーネ及メロスにてはニキアスの指揮の下に全島の成年男子
 は殺され女及小供は奴隸とされた。(乙) 又ナクソスをトルミデスが市民五〇〇人を以て、アンド
 ロスを二五〇人を以て植民クレルウケラせる等は甲の如きと異なり植民者クレルウケラの數は新社會群の比較的小部分に
 止まりレスボスに於ては原住民たる土地の舊主は新地主たる植民者クレルウケラに對し一區に付ニミナ (七磅
 一六志) を出して小作人として留つた。併し後に述ぶるが如き原因より守備兵として殘留した一
 部の者を除く他は母國に歸つて不在地主となつた。此の種の植民地クレルウケラは獨りレスボスのみに限らず、
 例へばカルキス及エレクトリヤはペリクレスによりて植民クレルウケラされしも植民者クレルウケラは自己の分配を受けた
 る土地に在つて耕作に従事せず、原住民をして永小作をなさしめ只守備兵として若干人が殘留し

- 9) Z. B. Busolt, a. a. O. S. 86. Gilbert, B. I. 506. Swoboda, a. a. O. S. 539. Thumser. (Herrman's Lehrbuch der Griechischen Antiquitäten. 1892. B. I₂) S. 435.
- 10) Z. B. Boeckh. a. a. O. S. 501. Cambridge, A. H. IV. 161; Grote. ibid. IV. p. 98. Liddel and Scott, ibid.
- 11) How and Wells, A Commentary on Herodotus, 1912. Vol. II. 42.

たのみであつた。(註)乙に於いては從來^{フォーロイ}献金負擔の義務があつた原住民の土地が、アテネ市民たるの故を以て當然其の義務を免れて居る所の植民者^{クレルウコイ}の所有地に變じたる事及び耕地引渡に就て原住民に對する辨償の必要ありし事の爲に、アテネが同盟諸市より從來收めて居た^{フォーロイ}献金は減少を見るに至つた。例へば⁴⁰⁾アンドロスに於ては紀元前四五〇年代には十二タレットであつたが紀元前四四九年代には六タレットに減少した。従つて^{クレルウキア}植民地設定の年代は是等の献金表によりても知る事が出来る。

分類⁴¹⁾ 斯かる成立上の二様式は必然^{クレルウキア}植民地に就て次の二種の別あるを豫想せしめる。即ち

(一) 甲に於ては耕作を爲さしむ可き原住民^{クレルウコイ}なきが故に植民者自ら定住耕作するを要し(即ち在住制クレルウキア) (二) 乙に於ては之に反して原住民の大部分は尙ほ殘存し、従つて耕作を爲さしむるに不便がなかつた事及び⁴²⁾時の経過するに従ひ政治的並に社會的地位の差別が土地の所有より受くる所の收入如何よりは、總收入の貨幣換算額によつて定まる事となつたが爲、^{クレルウコイ}植民者は地代を收めさへすれば以上の目的を達し得可きを以て、國家の要求する守備兵の員數を減少せざる程度に於て母市に歸り彼等の欲する生活を送る事を得た(即ち不在制クレルウキア)

内容 (一) 對母市關係 ^{クレルウコス}植民者は母市の市民たると同時に植民者たる資格を有する者であるがに其特質を考ふるに當つては次の點を注意しなければならぬ。(A) 在住制クレルウキア (a) 其

獨立性 此の種の^{クレルウキア}植民地は^{クレルウキア}植民地總督として當初は^{カイキヌスト}植民指導者後には⁴³⁾エピメルタイを有し、母市

12) Hdt. V 77, VI 100; Thuk III 50; Plut. Pericles NI.
 13) Thuk, I. 114, III, 34, V 32 14) Hdt. VI 140.
 15) Thuk. I 113, 115 16) Thuk. II 27, 70, IV 102, V 116, VIII 69.
 17) Homer. Iliad. XV 498 (Leob. c. 1.) 18) Glotz. idid. 87.
 19) Grote, ibid. IV 98 20) Thuk. I. 96, 97. 21) Thuk. I. 98.
 22) アリストテレス、(原譯) 23章

に則つた個有の自治體を構成して其内政を掌らしめ又母市派遣の司令官は母市と異なる個有軍を形成し且つ小事件に關しては自治體自ら裁判權を有して居つた。元來クレルウキアは獨立の政治體を成す所のアポイキアと異なるものでありながら併も尙ほ斯かる個有の自治體を構成せざるを得ざりし以所のものは、蓋し在住制クレルウキアが、殆ど移住母國人によつて成れるが故にアポイキアの特質を甚だ強く傳へて居る爲と考へられる。夫故に彼等はアテネ人でありながらヒステアエア人 Histier, カルキス人 Chalkidier, レムノス人 Lemnier 等と稱された。(b) 其從屬性然るに從屬政府は最高政府より許容せられたる限度に於のみ、屬領の内政に關して獨立的の權能を有するが故に、最高政府の企圖する植民 (Statkolonisation) の目的より離脱し得ない。従つて母市の必要ある場合には個有軍と雖も歸還し、又同一法制の普及を強要せられ、鑄貨權の如きもイムブロス以外には之を禁止し、主要なる裁判事件はアテネ本國の裁判所に移され又本國に對しては納税の義務を負はされたものである。(B) 不在制クレルウキア 植民者の大部分は不在地主として母市に在り、殘留せる少數の者は、單に守備兵たるに止まり自治體を構成しない。而して在來の原住民の構成せる最高政府はアテネの強制の下に民主的なる從屬政府に下り、アテネは是等の地方にエピスコポイ及エピメルタイを派遣して其の實權を掌握した。但し斯かる場合に殘留せる植民者は此の從屬政府の支配の下には服せずして直接にアテネの最高政府の支配を受けたのである。(C) 次ぎに希臘の移植民の特質として注意す可きは母子兩市間に於ける宗教的從屬關

- 23) Busolt, Griechische Geschichte bis zur Schlacht bei Chaironeia. 1893. B. III/ S. 196.
 24) アリストテレス(原譯) 24章、Thuk I 114. Busolt, Griechen Geschichte. III/ S. 224.
 25) Busolt, Griechische G. III 205.
 26) Bury, ibid. I 397. Rostovtzeff, A History of the ancient world. 1925. Vol. I. p. 318. Schulthes, a. a. O. S. 828.

係に關する事である。例へば母市の主神の移祭及オリムピア祭の參加等は、單に母市の文化の傳播の見地のみより之を觀察す可きに非して寧ろ宗教的の從屬關係が政治的の從屬關係を生ぜしむるに至つたと解す可きである。就中デルフィの宣託を必要とするが如きは其の尤たるものであらう。即ち宗教上の慣行手續と見らる可きデルフィの宣託は、他の希臘國家に對し近き將來に自己の移住地を設定せんとする意志を表明したる一種の排他的の宣言及び其の保證の確認と考へ得られるのである。換言せば近世の所謂一種の勢力範圍の設定とも見らる可である。何となれば其宣託を信奉した全希臘ヘラスは某市の移住地の設置計畫にして一旦允許せられたる以上は、同一地域に對して同一計畫を企てる事は不可能であつたからである。(二) 對原住民關係 元來此種の植民地の發生は征服に原因せるが故に、全くアテネの一方的支配權の下に置かれ、土地は凡て沒收せられ、原住民は殺戮又は追放せらるゝにあらすんば奴隸として使役せられ(尤も解放金を納めたる者は自由を許さる)其の多は僅かに永小作人の地位を認められたるに過ぎざる事は既に述べたる所の如くである。故に植民者クレルウコイは原住民より嫌忌58)されたのが常であつて、ペリクレスのケルソネスに於けるが如くに歓迎せられたる事は例外であつた。尙植民者60)は原住民間の裁判事件に關しては初審權を有して居つた。(三) 植民地クレルウキア自體の内部關係 (A) 市民權 ベック(1504)によれば「アテネ市民が植民者クレルウコスとなるが爲に母國の市民權を失はざるを得ざる事となる時は、其の分配を受けたる土地が戰爭又は條約の結果として、再び舊權利者の手に歸するが如き事あらば、常に全財産を失ふ

27) Bury, *ibid.* II. 60. Mever, *Geschichte des Alterthums* 1901. B. IV S. 664.

28) Bury, *ibid.* II. 114, 128. Beloch, *a. a. O.* S. 83, Swoboda, *a. a. O.* S. 539.

29) Swoboda, *a. a. O.* S. 541: 彼等の植民地は Stadt にして、Staat を意味せず。

30) Plut. Alexander I 5: Alexander は七十市を建つ、Droysen, *a. a. O.* B. II 12. S. 194, 195, 254. 31) Botsford, *Hellenic H.* P. 463, Glotz, *ibid.* p. 332.

32) Boeckh, *a. a. O.* S. 501.

のみならず母國の國籍をも併せて之を喪失せざるを得ざる事となるが故に、斯かる危険を冒してまでも尙ほ土地の分配を受けん事を望むが如き者はなかる可し」と述べて居るが、元來土地所有の目的は、母國に於ては到底望み得可からざる經濟上及社會上の地位の向上を期せるが爲であつて、而も是等の優越的地位は母國に於て其眞價を有するが故に、不在制クレルウキアの發生又は配當地定着の強制の如き事が行はれたものである。然るに國家としては、一部市民の國外排出を必要とすると共に植民者に國防上の任務を負はしめたるが故に、當然市民權を保留せしめなければならなかつたのである。要するに植民者たらんとする市民は、市民權を離脱してまでも之を望まず、又彼等が市民權を失ふ時は、國家自身にとつては利益を失ふ事となるのである。夫故彼等は外地に於てアテネ市民たるを續け、テロス島に於けるアテネ人の民衆 (Volks der Athener in Delos), テロス島に住むアテネ人 (Die Athener, welche Delos bewohnen), ミリナ市のアテネ人 (Athener in Myrina) 等と稱せられたものである。(B) 配當區 植民者に配當せられた土地は、國家より彼等に貸與したるもので彼等の私有財産ではなかつた。彼等は自己の持分を自由に處分する權利なく、只之を相續して使用し得るに止まり又現在の使用者の死亡後一定の期間内に登記なき時は、國家の手に之を收めたる事實に徴するも、植民者は單に用益權を有して所有權を有しなかつた事を知る事が出来る。

目的 以上により植民の目的の奈邊に存したるかを知り得るであらう。プルターク (Pericles

33) Boeckh, a. a. O. S. 501., Schulthes, a. a. O. S. 815; Swoboda, a. a. O. S. 539.
 34) Boeckh, a. a. O. S. 501., Gilbert, a. a. O. I. S. 504.
 35) Busolt, Gr. S. und R. S. 86. 36) Swoboda, a. a. O. S. 538.
 37) Boeckh, a. a. O. S. 501.
 38) Bury, ibid. I. p. 397.; Meyer, a. a. O. IV. S. 19; Busolt, Gr. Geschichte, III, S. 418. 39) 表を参照されたし。

XI, XXIV) によれば「ペリクレスは紀元前四四七年以來、植民事業クレルウキアに依つて、貧民を救助し、無産者及浮浪人の減少を計り、重装歩兵ホツアリトの任務に服す可き市民を増加せしめ又同盟地域に對してアテネの爲に強固なる根據地を設定し得た。而して之が爲に植民地クレルウキアの主たる創立者として彼は多大の人望を收め、寡頭政治家の反對に對して民衆デーモスの間に於ける彼の地位を安全に保證する事が出来た。」換言せば、イ、支配權67)の確保、ロ、社會政策の實行、ハ、軍事的服務の向上、ニ、人心收攬68)等の目的を完全に達する事を得た。

結論 以上私は現代の植民 (Colony) なる語の起源と考へらるゝラテン語の Colonia より更に溯つて希臘語の *κλῆρουχία* に就て研究せんとして、當時の *κλῆρουχία* なる語が移民的活動を表示するものなる事を明かにし、轉じて *κλῆρουχία* が *apoikeo* を修正補足して發生せざるを得なかつた所以を、主としてアテネの社會變革の要求に求め、更に植民クレルウキアを分類して在在制及不在制の二としアポイキアとは在在制クレルウキア及び不在制クレルウキアとの關係を考察して、希臘時代に於ける是等各種の移殖民的活動に關する史的發展の跡を探究せんと試みたのである。(終)

植民指導 (*oikist*) とは貴族又は有力者の一人にして移住地 (アポイキア並クレルウキア) の設立をなす者を云ふ。其權能69)として、移殖民の出發期の決定、參加者の選定、母子國間の關係の決定、新移住地に於ける各員の地位・土地の配分・母市に則れる政府及宗教の組織等を掌り、其の死後70)は英雄ヒーローとしての尊敬を受けたものであつた。

40) Cambridge, Ancient H. Vol. V. P. 97.

41) Vgl. Beloch. a. a. O. S. 81. Meyer. a. a. O. IV. S. 19. Schulthes. a. a. O. S. 829.

42) Busolt. gr. Geschichte. II. S. 269.
43) Epimetal. [アテネが、同盟屬領地及本來の *Klerouchia* に派遣せし地方長官名にして、元來の職務は財政的なるものなりしも、後には司法權をも司る。Oehler (Pauly's R. E. VI, S. 162.)]

Kleruchia	設置期	Orkist	當初の Kleruchoi数	文 献
Euboea (Chalkis & Eretria)	508	Clisthenes	4,000	Hdt. V 77, VI 100
Salamis	508		500	Beloch 81, Busolt II 444
Etion	476	Cimon		Plut. Cimon VIII. Thuk I 98
Scyros	475	Cimon		Plut. Cimon VIII Thuk I 98
Amphipolis	465	Cimon	1,000	Plut. Cimon VIII. Thuk I 100, IV 102
Thasos	463	Leagros	100	Plut. Cimon XIV. Thuk I 100, 101.
Andros	450	Tolmides	250	Plut. Pericles XI
Naxos	447	Tolmides	300	Plut. Pericles XI
Siegeon				Holm I 464, Meyer IV 18
Chersones, Thrace	447	Pericles	1,000	Plut. Pericles XI, Cimon XIV
Sinope				Plut. Pericles XX Glotz 309.
Amisos (Piraeus & 改稱)				Glotz 309, Holm II 283. Cambridge V 174
Lemnos	447	Pericles	3,000	Hdt VI 136, 140.
Imbros	447	Pericles		Boeckh I V 502, Grote V 273, Meyer IV 21.
Chalcroneta	446	Tolmides	1,000	Thuk I 113, Holm II 209
Notium	446	Alcidas		Thuk III 34. Grote VI 23
Brea	446	Demokleides	1,000	Beloch 81, Busolt III 417, Meyer IV 19.

- 44) Beloch. a. a. O. S. 81; Böckh, a. a. O. 505., Busolt, Gr. G. II 447, III/ 414. Gilbert, a. a. O. I. 507.
45) アリストテレス(原譯) 261 Boeckh, a. a. O. S. 508, Gilbert. a. a. O. I. S. 508.
46) Busolt, Gr. G. III S. 430: 10 drachmas までの事件。47) Thuk. VII 57.
48) Lewis. On the Government of Dependencies. 1891. p.p. 55-82.
49) Grote, ibid VI. 37. 50) Botsford. Hellemic H. p. 203.
51) Busolt, Gr. G. II S. 447.
52) Boeckh. a. a. O. 508., Gilbert. a. a. O. I. S. 509.
53) Schulthes, a. a. O. S. 824. 54) Busolt, Grie. G. III/ S. 224.
55) Episkopoi[アテネ派遣の監察長官名、(Busolt, Gr. G. III/ 227, Schulthes. 827, Gilbert I. 510)
56) Holm, Griechische Geschichte 1886 B. I. S. 346. Grote, ibid. V. p. 227.
57) Hdt. V. 77. Boeckh, a. a. O. S. 502.
58) Bury. ibid. I. 397. Meyer. a. a. O. IV. S. 20.
59) Busolt, Gr. G. III/ 413. 60) Boeckh. a. a. O. S. 508.
61) Busolt, Gr. G. II. 446. Glotz. ibid. p. 152. 62) Thuk. VII. 57.
63) Busolt, Gr. S. u. R. S. 88, Schulthes. a. a. O. S. 825, Swoboda. a. a. O. S. 539.

Histiaca(Oreosと改稱)	445	Pericles	1,000	Plut. Pericles XXIII. Thuk I 114.
Potidaea	445		1,000	Thuk II 70
Chalkis & Eretria	445	Pericles		Plut. Pericles XXIII
Thurii	444/3	Apollo?		Plut. Pericles XI grote V 277. Boeckh I 503.
Samos	440	Nikophemos		Thuk I 115.
Amphipolis	437	Hagnon		Thuk IV 102.
Astacus	435/4			Cambridge. V 174
Etion	435			Thuk IV 102. Cambridge V 172
Propontius	432			Glotz 309, Schulthes. 819.
Aegina	431		500-1,000	Plut. Pericles XXXIV, Thuk II 27, VIII 69
Lesbos	427		2,700	Thuk III 50
Delos	423			Thuk V 32. Hicks and Hill 88
Melos	416		500	Thuk V 116
Skylene	416			Thuk V 32. Boeckh I 502
Samos	360	Anistodemos	2,000	Boeckh I 503, Schulthes 822.
Torone				Swoboda 539

- 64) Kleros なる語には、配當 (Los) と並びて、相続 (Erbteil, das Erb) なる意味あり。
- 65) Glotz, *ibid.*, p. 344, Swoboda, a. a. O. S. 538. Gilbert. II. S. 402.
- 66) Beloch. a. a. O. S. 81. Busolt. Gr. G. I. S. 445, Grote, *ibid.* IV 97. Meyer. a. a. O. IV. S. 19. Schulthes. a. a. O. S. 815, 825. Swoboda. a. a. O. S. 539.
- 67) アリストテレス(原譯) 33, Holm. a. a. O. II 565: ペロポネソス戦争中、在住制 Klerouchia なる Oreos 市を除きては、全 Euboea 島が、スパルタの手に歸した。又 Grote. (V 274) を見よ。
- 68) Aristophanes. Cloud. 200-210. (Leob. c. 1.), Boeckh. a. a. O. S. 502.
- 69) Gilbert. a. a. O. II. S. 400. Oehler. a. a. O. S. 2825.
- 70) Hdt. VI. 38, Thuk. V. 11 Busolt. Gr. G. II S. 317.

註) Beloch 83. 431 B. C. には全市民 (Kleruchoi をも含む) 45,000 人中、Kleruchoi は 7,500—8,500 人、352 B. C. には、Attica 現住市民 (歸國せる Kleruchoi をも含む) 30,000 人中、現地に在る Kleruchoi は 10,000 人なり。Meyer IV 21. 451—431 B. C. 間に 6,000 人が Kleruchoi として排出した。Gilbert I 504. 460—410 B. C. まで約 10,000 Kleruchoi が國外に出た。